

パラスポーツ競技団体育成支援事業補助金交付要領

(総則)

第1条 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会（以下「本会」という。）は、県内で活動する各競技に係る団体（以下「競技団体」という。）の設立及び育成・支援に係る補助を行うものとし、その交付に関しては、パラアスリート育成支援事業（以下「アスリート育成」という。）補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、以下のとおりとする。

- (1) 競技団体設立支援
- (2) 競技団体設立後の運営支援

ただし、運営支援については、設立後3カ年までとする。

(補助対象競技団体)

第3条 補助対象者は、県下全域を対象地域として主に以下の目的をもって設立を目指す競技団体とする。

- (1) パラスポーツの普及・振興
- (2) 競技人口の拡大
- (3) 競技力の向上

(競技団体の設立)

第4条 競技団体の設立にあたっては、以下の各号の規程を定めるものとする。

- (1) 会則又はこれに準ずるもので、競技団体の名称、目的、事業内容、会長等役員、事務局等団体の組織、意思決定方法、会費等について
 - (2) 会計規程又はこれに準ずるもので、収入、支出、財産等について
- 2 競技団体の設立は、前項各号の規程を定めただうえで、中央競技団体にその設立を登録又は報告等するとともに、本会への会員登録が完了した時点とする。
- 3 前項に規定する中央競技団体とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会又は日本パラリンピック委員会に登録又は加盟の競技団体をいう。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象となる経費は、別表のとおりとする。

- 2 この他に必要となる経費については、その都度協議する。

(補助金の交付決定)

第6条 本会会長（以下「会長」という。）は、申請書、その他関係書類を精査し、適正であると認めたものについて交付を決定し、通知する。

- 2 交付の額は、予算の範囲内で会長が決定する。
- 3 交付を決定した場合であっても、当該年度内に競技団体設立に至らなかった場合、本事業補助金は交付しない。

(その他)

第7条 アスリート育成補助金交付要綱及びこの要領に定める以外の事項について疑義が生じた場合は、その都度協議する。

附 則

この要領は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第5条関係）

科 目	対 象 科 目 の 使 途	経費の額
旅費交通費	・ 交通費	実費分
	○自家用車等で移動した場合 起算地(所属先又は自宅)から目的地まで 「距離×37円×往復分(端数切り捨て)」(※) ・ 移動距離が概ね片道60kmを超える場合、高速道路 利用料金の実費分を支給(※) ・ タクシーでの移動は原則対象としない	
	○公共交通機関を利用した場合 航空賃、船賃、鉄道賃及び特急・急行料金、指定席料 金等、実費分を支給(※)	
	・ 宿泊料	
	○宿泊を伴う場合 1泊につき9,800円(税サ込)を上限とする	
会 議 費	・ 会議の開催に係るお茶代等	実費分
消 耗 品 費	・ 事務用品、スポーツ用具、その他の消耗品 1品目あたり5万円以内で、且つ耐用年数が1年未満 のもの	実費分
役 務 費	・ 通信運搬費、傷害保険料、振込手数料	実費分
使 用 料	・ 会場借上、リース代等	実費分
印刷製本費	・ 会議資料等の印刷代	実費分
負 担 金	・ 中央競技団体会議等への参加費	実費分
委 託 料	・ 競技団体HPの作成及び運営に係る委託料	実費分

※ 別紙（留意事項）を確認すること。